

令和2年度 第1回

三木市建築審議会

協議事項 資料

- ・三木市建築審議会運営規程（案）

三木市建築審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成17年三木市規則第8号。）第4条第4項の規定に基づき、三木市建築審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議録）

第2条 会長は、会議録を調整し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び開催場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の非公開の理由
- (7) 傍聴人の数
- (8) 発言の内容
- (9) 議決事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長及び会長職務代理者が署名押印するものとする。

（文書の様式）

第3条 審議会が作成する文書には、作成の年月日及び委員会の名称を記載し、その印章を押印しなければならない。

（印章）

第4条 審議会の印章は、別表のとおりとする。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	印影
三木市建築審議会長印	